

# 業務指示書

## バングラデシュ国マタバリ港開発事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとし、

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月20日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月25日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外における港湾整備に係る調査業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

( ) 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾整備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 副総括/道路計画/安全管理】

- 1) 類似業務の経験：道路整備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済・財務分析】

- 1) 類似業務の経験：インフラ開発分野に係る経済分析
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月29日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写6部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.403350

円, US\$1 = 110.733000

円, EUR1 = 130.097000

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時には、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただし、JICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/港湾計画  
副総括/道路計画/安全管理  
経済・財務分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月17日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

## 10 迅速化適用案件としての評価

本指示書の第2パート内「6. 実施方針及び留意事項（1）迅速化案件提案」のとおり、本案件では調査行程の短縮化提案を積極的に評価する配点としているので、留意して下さい。

評価の目安としては、1カ月程度の履行期間の短縮をその短縮方法とともに提案された場合、7割程度の評価となります。（短縮提案がない場合は当該項目の評価はゼロとなります。）

また、事業本体内工期を短縮化するための方策についての提案も歓迎します。

以上

プロポーザル評価表

バングラデシュ国マタバリ港開発事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(45.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	15.00	
(3) 要員計画等の妥当性	10.00	
(4) その他(迅速化の取り組み)	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(45.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(20.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/港湾計画	(20.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	1.00
ウ) 語学力	3.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 副総括/道路計画/安全管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 経済・財務分析	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

バングラデシュは近年経済成長率を6%程度で維持しており、経済成長率で世界第10位となるなど、堅調な経済成長を維持している（IMF、2016年）。人口は過去10年間で年率平均1.2%の増加をたどり、現在約1億6,000万人の総人口を配し、世界で第8位の人口規模の国家となっている（国連、2015年）。拡大する経済及び人口に牽引され、貨物の輸出入についても同様に上昇基調にあり、過去5年間で年率約10%の伸びを記録している状況である（IMF、2016年）。

このように旺盛な貨物需要に対して、これら貨物を取り扱う玄関口である港湾が飽和状態となっており、港湾インフラの不足が経済成長のボトルネックとなっている。バングラデシュには現在2つの港湾（チッタゴン港、モングラ港）があり、このうちチッタゴン港が国内の貨物取扱量のうち約98%を処理する主要港となっている。しかしながら、チッタゴン港はカルナフリ川の下流に建設された河川港であり、水深が約-9.0~-11.5m（CDL）であり、港湾用地の狭さも相まって、その容量は早晚限界に達することが見込まれている。かかる状況を受け、バングラデシュ政府は、第7次5か年計画（2016年度～2020年度）において、チッタゴン港の拡張や国内新規港湾の建設を含む港湾開発の促進を標榜している。新規港湾計画は、ダッカから南西に約250キロの位置にあるパイラ港やチッタゴンの南約130キロに位置するマタバリ地域の港湾開発（以下、「マタバリ港」という。）等が考えられている。しかし、パイラ港は、遠浅の地形的条件から約60kmの航路浚渫を行う必要があり、相当の費用を要することから、深海港の建設は技術的に困難と見込まれている。一方、マタバリ地区は、円借款「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（以下、「マタバリ火力発電事業」という。）」により水深-15.3m（CDL）の石炭港を建設するなど、当国で唯一深海港の建設が可能な地域となっている。

上記状況に対し、日本政府及びバングラデシュ政府が謳うベンガル湾産業成長地帯構想（The Bay of Bengal Industrial Growth Belt Initiative。以下、「BIG-B」という。）の一環として、JICAはマタバリ地域の港湾開発を含む複合的な地域開発のための基礎情報を収集することを目的として「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」（2015年～2016年）を実施し、同地域における港湾、運輸交通、エネルギー・電力、産業・都市開発の必要性を確認した。また、それを受けてJICAは、2016年12月より「マタバリ港開発に係る情報収集・確認調査（以下、「マタバリ港情報収集・確認調査」という。）」を実施中であり、これまでに、マタバリ港建設の必要性や事業妥当性を確認するとともに、バングラデシュにおける各港の機能分担や調整、また、将来的な各港への需要予測等を行った。その結果、マタバリ地区に新港を開発する必要性及び妥当性が確認され、「マタバリ港開発事業（以下、「本事業」という。）」について、バングラデシュ政府から日本政府に対して有償資金協力が要請された。これを踏まえ、JICAと実施機関との間で、2017年8月に本調査実施に係る合意文書を締結した。

本調査は、このバングラデシュ政府からの要請を踏まえ、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) 事業名

マタバリ港開発事業

### (2) 事業目的

チッタゴン管区マタバリ地区において、深海港及びアプローチ道路を建設することにより、当国の貨物取扱能力の向上を図り、もって周辺国との物流促進に寄与するもの。

### (3) 事業概要

- 1) 港湾建設（航路整備（幅 100m×深さ-16m (CDL) の拡幅）、泊地整備（約 40ha）、多目的ターミナル整備（延長 300m, 約 17ha）、コンテナターミナル整備（延長 460m、約 18ha）
- 2) 荷役機器調達・据付
- 3) アクセス道路・橋梁建設（2車線、約 30km）
- 4) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮支援等）

### (4) 対象地域

チッタゴン管区コックスバザール県マタバリ地区

### (5) 関係官庁・機関

チッタゴン港湾局（Chittagong Port Authority。以下、「CPA」という。）  
道路交通橋梁省道路・国道部（Roads and Highways Department, Ministry of Road Transport and Bridges。以下、「RHD」という。）

### (6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動

有償資金協力「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（I）～（III）」（2014年度、2015年度、2016年度承諾）

## 3. 業務の目的

本業務は、JICAが2016年12月より実施中の「マタバリ港情報収集・確認調査」の結果をふまえ、事業の目的、スコープ、調達方法、事業費、工期、実施体制、運営維持管理体制、経済・財務分析、環境社会配慮等、有償資金協力として実施するための審査に必要な事項を整理することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、バングラデシュ政府から要請のあったマタバリ港開発事業について、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 迅速化提案

本事業は、日本政府が掲げる「質が高く早いインフラ」に向けた迅速化適用案

件であるため、プロポーザルにて調査期間の短縮化案（例：調査行程の前倒しや要員配置の変更等を通じた早期の調査結果の提示、等）及び事業本体の工期の短縮化策を検討・提案すること。

#### （２）円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

また、本調査で検討・策定した事項が、バングラデシュ側関係機関への一方的な提案とならないように、バングラデシュ政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、バングラデシュ側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

なお、本事業は、E/S 借款の審査を 2017 年 12 月に予定しており、本調査では同 E/S 借款の供与に必要な事業概要を検討するとともに、E/S に先駆けて、2018 年度以降に予定している本体借款の審査に必要な調査を行うもの。

#### （３）関連案件からの知見の活用

本業務の実施に際しては、本事業に関連する既往調査から可能な限りデータ及び開発計画を参考にすること。具体的には、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」（JICA、2015 年～2016 年）、「南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査」（JICA、2014 年）、「南アジア地域クロスボーダー協力（海運）情報収集・確認調査」（JICA、2016 年）、「チッタゴン石炭火力発電所建設事業準備調査報告書」（JICA、2015 年）、「マタバリ地区輸入石炭ターミナル建設・運営事業準備調査」（PPP インフラ事業（JICA、2016 年））、「Strategic Master Plan for Chittagong Port」（ADB、2015 年）、「マタバリ港開発に係る情報収集・確認調査」（JICA、2016 年～実施中）インタビュー・レポート等を参考にすること。

#### （４）本事業と実施機関との調整

本事業は、「港湾」と「アクセス道路・橋梁」の 2 点に大別される。港湾の利用促進の観点からは、幹線道路に繋がるアクセス道路・橋梁の建設は不可欠であり、上記情報収集・確認調査結果等をよくレビューした上で、自然条件調査等の関連する追加調査を行い、事業の概略設計を策定すること。なお、実施機関が分かれる可能性が高い（港湾⇒CPA、アクセス道路・橋梁⇒RHD）ため、実施にあたっては、両実施機関との協議・調整を適切に行う必要がある。

#### （５）他円借款事業との関係性と調整

本事業にて整備を行う港湾は、先行して実施中の円借款「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」（2014 年～）により建設予定の石炭港を拡張する形で建設予定である。よって、同事業の進捗状況についてよくモニタリングした上で、概略設計に適宜反映する必要がある。また、同事業の実施機関であるバングラデシュ

石炭火力発電会社（Coal Power Generation Company Bangladesh Limited。以下、「CPGCBL」という。）とCPAとの間で、石炭港とマタバリ港とで供用する施設（航路、泊地、航路標識、防波堤等）の建設・維持管理に係る役割分担・費用負担等について整理する必要がある、必要な支援を行うこと。

（6）「統合港湾管理委員会」及び「戦略的港湾及び沿岸地域開発委員会」への出席と支援

バングラデシュ政府は、国全体における港湾の適正開発と開発政策・計画に係る相互調整を目的に、2017年7月に「統合港湾管理委員会」（Integrated Port Management Committee）を立ち上げた。また、その他に、マタバリとチッタゴンの両地域を対象に、港湾、道路、鉄道、水運、経済特区等について一体的な開発計画を立てることを目的として「戦略的港湾及び沿岸地域開発委員会」（Strategic Port and Coastal Area Development Committee）を今後設置する予定。これら二つの委員会は本事業と密接な関係があり、その重要性が高いことから、コンサルタントは極力これに出席し、調査の進捗報告を行うこと。また、委員会の開催に必要な支援（実施機関との事前調整や、JICAの報告資料作成支援等を想定）を行うこと。なお、「戦略的港湾及び沿岸地域開発委員会」は2017年10月に設置予定であり、両委員会とも、今後は半年に1回程度の頻度で開催される予定。

（7）後背地の開発計画を踏まえた港湾計画検討

マタバリ港の建設予定地は、将来的に経済特区や発電所、LNGターミナル等の建設が計画されており、産業の集積地となることが期待されていることから、後背地の開発計画にもよく留意した上で、本事業の概略設計を行うこと。

（8）審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICAから基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- 1) アクセス道路・橋梁の線形の選定方法
- 2) 調達・施工方法
- 3) 概略事業費
- 4) 事業実施機関の実施能力
- 5) 操業・運営／維持・管理体制
- 6) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

（9）環境社会配慮

環境社会配慮に係る調査にあたっては、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、「JICA環境ガイドライン（2010年4月）」という。）に基づき、環境影響評価報告書（EIA）及び用地取得・住民移転計画（LARAP）の作成要否及び調査項目を確認のうえ調査を実施し、EIA案、LARAP案として取り纏め、実施機関による承認取得の支援を行うこと。また、実施機関と協議の上、



EIA、LARAP、及び関連書類の最終化、住民・ステークホルダー協議の開催、及び環境省への提出・コメント反映等の承認手続き等を行うこと。なお、本事業は同ガイドラインに基づきカテゴリ A に分類される。

また、事業対象地や占有者の調査を行う際には、ジェンダーに配慮し被影響住民のジェンダープロファイルの正確な把握に努めると共に、損失資産の補償についても女性のみが不利益を受けないよう特別保証措置の必要性等についても検討する。さらに、バングラデシュ国法規制上、マタバリのような環境・生態系危機地域(ECA) 付近かつ希少種が確認される可能性のある地域での特定の調査 TOR、緩和策を有するのであれば、参照する。

#### (10) 本邦技術の活用

施工方法の検討にあたっては、バングラデシュ政府のニーズ及び意向を十分に把握した上で、本邦技術の活用をキャパシティビルディング及び技術波及効果の観点も踏まえて検討し、その結果を JICA へ報告するとともに、活用可能性についてバングラデシュ側関係機関と十分に協議・調整を行う。「質の高いインフラパートナーシップ」を推進していること等、日本政府の方針に従いつつ、あらゆる検討可能な技術の洗い出しを行い本事業への適用可能性を検討することが求められる。また、日本政府からも頻繁に照会が入る可能性があり、随時 JICA からの作業依頼が行われる可能性があることを念頭に置きつつ対応すること。さらに、本事業に附帯する技術支援についても活用可能なスキーム、能力強化および技術波及効果の観点も踏まえて包括的な提案を行うことが望ましい。

#### (11) 本邦企業のニーズの確認

マタバリ地区は、将来的にバングラデシュの産業拠点の一つになることが期待されているため、同地域への進出を検討している本邦企業は既に多数存在しており、本事業への関心も高いものと思われる。よって本調査においては、事業の実施中及び実施後において、本邦企業とどのような連携が可能か、また、民間活力をいかに活用・導入可能かを検討するとともに、マリコン、商社、船社、民間オペレーター等といった本事業に関連のある本邦企業からのニーズ等を十分に確認しながら、概略設計や港湾運営・維持管理体制等に反映するよう努めること。また、JICA が本邦企業向け意見交換会等を開催する場合には、会議に同席するとともに、その支援を行うこと。

#### (12) 広報・メディア対応補助

本事業は、バングラデシュ政府の長年にわたる悲願である深海港建設事業であり、また、BIG-B に資する大規模インフラ案件であることから、バングラデシュ政府及び日本政府の関心も高い。よって、両国向けに効果的な広報戦略とメディア対応を行うことが重要となる。このため、日本政府及び JICA が行う広報・メディア対応に対し、資料作成等の補助を行う。補助に際しては、政治的リスクや誤解などを避けるべく、想定ターゲットに応じた適切な表現に最新の注意を払うとともに、わかりやすい表現を常に工夫すること(専門用語を避ける等)。加えて、コスト等調査内容、政府の内部情報等、取扱いに注意が必要な情報の管理は徹底すること。

### (13) 雨季の考慮

自然条件調査、ベースライン・サーベイの実施時期については、雨季（6～9月）を考慮した工程を提案する。また、乾季と雨季の季節変動についても考慮すること。本体工事の工程の検討に際しては雨季やサイクロン発生頻度が高い時期などを考慮した工程を提案する。

## 6. 業務の内容

### 【現況の確認】

#### (1) インセプション・レポートの作成、協議

- 1) バングラデシュ政府からの要請関連資料及び既存の情報収集・確認調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、バングラデシュ側実施機関である CPA 及び RHD に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

#### (2) 事業の背景・必要性についての確認・整理

- 1) バングラデシュにおける港湾開発及び道路網整備事業に係る上位計画（バングラデシュ政府の5ヶ年計画、国土交通計画等）を確認する。
- 2) バングラデシュにおける港湾開発及び道路網整備の現状と課題を調査し、調査対象港湾及び道路の位置づけ・重要性を確認する。
- 3) 調査対象地域の経済・社会状況を把握する。
- 4) 本事業の要請の経緯と内容を確認する。
- 5) バングラデシュの港湾及び道路セクターにおいて、他ドナーや国際機関の協力実績・予定を確認する。

#### (3) 国際海運動向・水運活用の調査及び本事業概略設計への反映

実施中の「マタバリ港開発に係る情報収集・確認調査」のインテリム・レポートを参考に、以下を分析・確認する。

- 1) バングラデシュ及び周辺国・地域を巡る物流の動向として、既存データを活用しつつ、主要品目あるいは貨物タイプ（コンテナ、一般雑貨、バルク等）について大まかな発着地とその輸送ルート並びに貨物量を把握し分析する。
- 2) マタバリ港発着の物流について、主要品目あるいは貨物タイプについてハブ/フィーダー輸送を含む主な輸送ルート、船会社、船型等について把握し分析する。特にコンテナ貨物については現地の物流会社や事業会社からのヒアリング等を通じて輸出及び輸入それぞれの仕向先もしくは仕向元ごとの主要品目について確認する。

#### (4) 航路埋没のレビュー及びモニタリング

- 1) マタバリ火力発電事業の中で実施され、JICA が設置した「航路埋没に係る国内支援委員会」にて協議された漂砂シミュレーション、航路埋没予測及び対策工等の内容をレビューする。
- 2) マタバリ火力発電事業における対策工の進捗を随時確認し、航路埋没の状況

をモニタリングする。また、モニタリングの結果に応じて、漂砂シミュレーション、航路埋没予測及び対策工等の再検討を行う。

- 3) 本事業に重大な影響が想定される事象が発見された場合には、その結果を JICA へ報告するとともに、対策についてバングラデシュ側関係機関と協議・調整を行う。

#### (5) 海岸線変化に関する調査

- 1) マタバリ港の建設予定箇所周辺は、本事業及びマタバリ火力発電事業により新規に港湾が建設される地域であり、海岸浸食・堆積等による海岸線変化に影響が出る恐れがあるところ、海岸線変化について調査・検討を行う。調査に当たっては、季節変化を考慮する。
- 2) 調査の結果、本事業に重大な影響が想定される事象が発見された場合には、その結果を JICA へ報告するとともに、対策についてバングラデシュ側関係機関と協議・調整を行う。

#### (6) 浚渫土の沖捨てによる影響調査

航路・泊地浚渫に係る浚渫土を沖捨てする場合は、それによる海水のにごり計算及び航路埋没、海岸線変化への影響を評価し、対策を検討する。

#### (7) アクセス道路・橋梁及び周辺地域の現況調査と課題の抽出

- 1) 対象道路について現地踏査を行い、道路状況（幅員、舗装、周辺地形、維持管理状況、旅行時間）について把握する。
- 2) 周辺地域の道路・橋梁案件の進捗等、対象道路を整備する上で留意すべき点を確認する。
- 3) 上記調査及び関係者のヒアリングに基づき、対象道路が抱えている現状の課題を抽出する。

### 【概略設計の実施と事業効果の確認】

#### (8) 自然条件調査

マタバリ港情報収集・確認調査の結果を踏まえ、本調査にて行う概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然条件調査を行う。ただし、マタバリ火力発電事業に係る概略設計及び詳細設計においても、一部関連するデータが取得されているため、調査コスト削減のため、極力既存のデータを活用することとする。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 気象調査及び水理・水文調査
- 2) 地形調査（地形測量（三次元、測量精度を担保すること）、河川測量等）
- 3) 地質調査（ボーリング調査、標準貫入試験（橋梁部分は 1m 毎）、土質試験等）
- 4) 深淺測量（音波探査等）
- 5) 底質調査（底質採取及び分析、重金属分析、潜水観察等）
- 6) CBR 試験（線形変更箇所及びその他必要箇所）

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外

に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

#### 7) 生物相・植物相調査（乾季・雨季・モンスーン時）

事業地または事業地近郊における生物相・植物相にかかる調査を行う。その中で、希少種の存在を確認する。また、希少種の営巣地、捕食地、繁殖地、産卵地が案件候補地内、もしくは付近に存在するかを確認し、事業地が「重要な自然生息地」にあたるかどうか確認する。「重要な自然生息地」に該当する場合は、「JICA 環境ガイドライン（2010年4月）」FAQに基づく要件を満たすよう調整を行う。

#### (9) 対象地域のコミュニティに係る社会調査（ベースライン・サーベイ）

本事業が事業対象地域の住民に与える効果、インパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状（人口、世帯数、民族構成、収入、生計手段・就業形態、公共インフラ整備、教育、保健等）を確認する。特に、被影響住民のベースライン・サーベイは、全数調査を行うこと。調査は可能な限り男女別、民族別に集計を行い、男女別、民族別の状況の変化が確認できるよう配慮する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

#### (10) アクセス道路・橋梁の交通量調査及び将来交通量の予測

1) 対象区間の将来交通量を予測するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、対象道路及びその周辺道路において概ね以下記載内容の交通調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

ア) 交通量観測（24時間平日2日及び休日1日、2地点程度（計6日））

イ) 路側 OD 調査（12時間、2地点程度）

具体的な交通調査の細目については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。

2) 交通需要に影響を与える以下の項目について調査する。

ア) 対象地域の開発計画

イ) 対象地域の社会経済指標

3) 対象区間の将来交通量（開発交通量、誘発交通量及び転換交通量を勘案）を予測する。

#### (11) 事業の計画概要策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

1) 事業の目的

2) 主要施設（計画対象港湾及びアクセス道路・橋梁）の内容

計画の対象となる港湾（荷役機器を含む）、道路・橋梁について、その主要な諸元を計画する。

3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理等）の内容（TOR）とその規模（業務人月）について、計画する。

#### (12) 航路・泊地浚渫計画の策定

- 1) 航路・泊地浚渫計画を策定する。  
浚渫土処理にかかる国内規定を調査し、処理場の決定に必要な手続きについて明らかにする。その上で、浚渫土の沖捨て場、及び海外投棄が禁止された場合の浚渫土の利用方法もしくは浚渫土収容施設等の検討も行うこと。
  - 2) マタバリ石炭火力発電所建設事業で建設される石炭港の航路・泊地浚渫地と本事業で建設される航路・泊地浚渫地が繋がることから、累積的影響が生じるかについて、協力準備調査を通じて整理し、必要な緩和策を検討すること。
  - 3) 航路上及び港周辺海域における既存及び将来計画されている LNG・石炭施設等の位置を把握し、船舶の航行安全上のリスクへの対応策を検討すること。
- (13) 後背地の経済開発見通しを踏まえた、港湾の将来拡張計画の検討・提案  
マタバリ港の需要予測や後背地の開発計画を基に、将来の港湾拡張計画とそのため必要な施策等について検討・提案すること。
- (14) 港湾施設（荷役機器を含む）及びアクセス道路・橋梁の概略設計実施  
港湾や港湾内道路・橋梁について、円借款の対象となる構造物等を設定した上で、基本となる設計や構想、及びその代替案の確認・検討を行う。  
港湾については、深港湾を想定した本事業の前提をふまえ、施工方法については実現可能性を踏まえて検討を行う。特に、軟弱地盤等の工期、事業費に大きく影響する事項については、十分に留意すること。検討ではその工法の技術的難易度を考慮の上、コントラクターによる技術提案を積極的に反映すべきかどうか提案すること。  
また、本事業に関連する機材、設備、工法等で、本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術の活用の可能性について検討する。必要に応じて日本企業へのヒアリングも実施しつつ、日本企業が国際的に比較優位を有している港湾施設に係る設備、機材及び工法を特定する。技術的妥当性、費用対効果が認められる場合には、JICA と協議の上、実施機関に対して積極的に採用を働きかけ、活用可能性について十分協議・調整を行うこと。そのうえで、適用可能なものは設計仕様を含めることとする。  
アクセス道路・橋梁については、対象道路・橋梁（線形、架橋地点等）の代替案を検討する。また、代替案を比較・評価し、最適案を選定する。なお、上記結果については、中間報告書に取り纏め、これを RHD と十分協議・確認する。
- (15) 事業の概略事業費  
概略事業費については、以下に従って積算を行う。
- 1) 事業費項目  
概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。
    - ア) 本体事業費（安全対策費含む）
    - イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
    - ウ) 本体事業費に関する予備費
    - エ) 建中金利

オ) フロントエンドフィー

カ) コンサルタント費 (プライスエスカレーションと予備費を含む)

キ) その他 1 (融資非適格項目)

- ① 用地補償等
- ② 関税・税金 (法人所得税含む)
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 他機関建中金利

ク) その他 2

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 移転地整備にかかる費用
- ④ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ⑤ 該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

## 2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

## 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月版) を参照する。

## 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

## 5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

## 6) 類似案件との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーやバングラデシュ政府等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」(様式の指定なし) を簡便に作成し、上記で実施した概略事業費の妥当性を示す資料として同時に提出する。

- ① 実施時期
- ② 事業費 (総事業費及び内訳)
- ③ 設計条件・仕様
- ④ 入札方法 (PQ 基準、国際入札/国内入札等)
- ⑤ 契約条件 (総価方式/BQ 方式、支払条件 (履行保証の有無等) 等)
- ⑥ 施工監理方法 (品質管理、工程管理、安全管理等)

## (16) 施工方法

概略設計に基づき、施設の施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を

与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

#### （17）事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA、事業計画（DPP）承認、の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。なお、スケジュールの検討においては、事業本体の工期の短縮化策を検討・提案すること。

#### （18）事業実施体制

バングラデシュで実施されている当該類似業務（港湾建設及び道路・橋梁の整備事業）の実施体制、制度を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認（PIU：Project Implementation Unit の設立等）
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験

#### （19）運営・維持・管理体制の検討及び民間活力導入計画の確認・提案

マタバリ港は CPA が港湾管理者になることが確認されており、運営・維持管理は当面の期間 CPA が実施する予定である。アクセス道路・橋梁の運営・維持管理は RHD が実施する予定である。本事業実施により港湾及びアクセス道路・橋梁が開通した後の運営・維持・管理体制のあり方について、検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。また、本事業で整備する各ターミナルのオペレーション及び荷役方法についても検討し、留意すべき事項について整理すること。

- 1) 運営・維持・管理体制の確認
- 2) 運営・維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 運営・維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 運営・維持・管理機関の技術水準
- 5) 運営・維持・管理機関の実績

本事業の港湾部分の実施機関である CPA については、財務および予算構造を確認するとともに、過去 5 年間の財務、予算執行状況を確認する。また、CPA が管理する港湾の過去 5 年間の財務状況についても確認する。

マタバリ港については、事業完工数年後に、民間オペレーターによる港湾運営が検討されており、本邦企業が運営に関心を持つ可能性がある。かかる背景を踏まえ、本邦民間オペレーター、周辺の工業団地への入居を検討している民間企業、及び船社からのニーズ等を十分に確認し、港湾運営・維持管理体制、設計等の検討に反映できるよう努めること。さらに、マタバリ港周辺航路の船舶交通の安全

を図るために、航路の安全管理方策を検討し、留意すべき事項について整理する。加えて、民間オペレーターに委託する前の準備期間として、事業完成前後数年間に、技術協力による支援が期待されているため、日本としての支援の可能性について提案を行う。

また、マタバリ港は新規に整備される港湾であることを踏まえ、マタバリ港が整備された場合の荷主及び船社等の港湾利用者の利用可能性及び要望（利用する場合の条件等）を聴取した上で、マタバリ港の利用が促進されるための留意点と方策について検討し、具体的な取り組みを提案する。

## （20）環境社会配慮

### 1）環境アセスメント報告書案の作成

ア) 「JICA環境ガイドライン（2010年4月）」に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex Bに記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」を参考にし、相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求め、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。なお、本事業に係る環境社会配慮助言委員会は、2017年11月に案件概要説明、2018年2月頃にスコーピング案への助言、2018年7月頃に報告書ドラフトへの助言を予定しているため、これらスケジュールに基づき各種資料作成を行うこと。

環境アセスメント調査については、現地再委託を認める。

イ) 環境アセスメント報告書案の主な調査項目は、以下の通り。

- ① ベースとなる環境社会の状況（汚染対策項目、土地利用、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む）の確認
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - 「JICA 環境ガイドライン（2010年4月）」との乖離及びその解消方法
  - 関係機関の役割
- ③ スコーピング（検討すべき代替案と事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ④ 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
- ⑤ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングなど）の検討
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化



⑨ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者<sup>1</sup>、協議内容等）

2) 住民移転計画案の作成

「JICA環境ガイドライン（2010年4月）」に基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載される内容及び以下（ア）～（サ）を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・地籍調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA環境ガイドライン（2010年4月）」との乖離がある場合、その解決策を提案する。

用地取得・住民移転調査については、現地再委託を認める。

ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係るバングラデシュの法制度と「JICA環境ガイドライン（2010年4月）」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

イ) 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業を記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

ウ) 社会経済調査（人口センサス調査、財産・地籍調査、家計・生活調査）の実施

➤ 人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートを宣言し、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

➤ 財産・地籍調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口セン

<sup>1</sup> 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

サス調査と同時に実施することが望ましい。

- 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

#### エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）を特定する。
- 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- OP 4.12 で定義される完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き、及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合には、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び、責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- 移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能であることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

#### オ) 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤（水道や区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

#### カ) 苦情処理メカニズムの検討

事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

#### キ) 実施体制の検討

住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。また、必要に応じ、当該機関の能力強化策を検討する。

#### ク) 実施スケジュールの検討

①補償金や転居に必要な支援（引越し手当等）を提供し終え、②移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療や教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

#### ケ) 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。

相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する場合は、その財源の確保方法についても検討する。

#### コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- ▶ 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- ▶ 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- ▶ 住民移転が計画通り実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

#### サ) 住民参加の確保

社会的弱者<sup>2</sup>や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。

また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

### (21) 気候変動（適応）策への対応

本事業を検討する際には、環境社会配慮面への影響をクライテリアの1つとして検討するとともに、気候変動に対する脆弱性及び適応策を検討すること。必要に応じて、バングラデシュの気候変動対策ポリシーをレビューし、採用されている気候変動シナリオ・解析モデル、適応策目標年に関しバングラデシュ関係機関と確認し、目標年における気候変動解析結果を用いて適用する計画基準年におけ

<sup>2</sup> 女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

る気象・水文状況を特定する。併せて、「独立行政法人国際協力機構(JICA)気候変動対策支援ツール／適応策（2011年6月制定）」に従い気候変動への適応策の検討、脆弱性評価を行う。

#### (22) 経済財務分析および運用・効果指標の検討

プロジェクトを1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、プロジェクト完成後約2年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率（IRR）を算出する。

#### (23) 事業実施に当たっての留意事項

円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項（工事中の安全管理、リスク分析、軍事利用有無の確認を含む）を整理する。

特に、事業実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

##### 1) バングラデシュにおける当該類似業務の調達事情

- ・ 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ・ 現地施工業者の一般事情

##### 2) 入札手法、契約条件の設定

- ・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等

##### 3) コンサルタントの選定方法

- ・ International Consultants の採否 等

##### 4) 施工業者の選定方針

- ・ PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- ・ LCB : Local Competitive Bid の採否
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

##### 5) 事業実施上の留意事項の整理

###### ア) 安全対策

本事業はバングラデシュ政府から早期完工が求められていることもあり、工事における安全対策および事故防止についてはバングラデシュ政府とも十分意見交換を行い、事業実施中の安全対策を取りまとめる。また、安全対策に係るバングラデシュの法律・基準を確認するとともに、実施機関に対して ODA 建設工事安全管理ガイダンスに係る概要説明を行い、初期段階での情報収集及び相手国政府への理解促進を図る。Safety Control System Checklist（フォーマットは別途 JICA が指定）を作成する。

###### イ) ジェンダー配慮の検討

バングラデシュの当該セクターに関連するジェンダー政策を確認する。住民移転が発生する場合には、その影響は男女で異なることが予見されるため、移転計画支援においては以下のような点に留意する。

- ① 住民説明会におけるジェンダーバランスへの配慮
- ② 男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な状況把握
- ③ 寡婦世帯、女性世帯主世帯など、特に脆弱な状況におかれた世帯がある場

合、特別保証措置の検討

- ④ 補償金が支払われる場合、支払方法の検討（男性世帯主が独占し、配偶者に正確な補償金額が伝わらない、世帯が適切に裨益しない等の事例もある。）

ウ) 軍事利用有無の確認

日本の開発協力大綱を踏まえ、将来的な軍事利用予定の有無について確認する。一部軍事利用が認められる施設、設備がある場合は適宜 JICA に報告すること。

エ) 事業のリスク分析

上記含め、本事業を実施するに際してのリスクを検討、分析を行う。分析結果を実施機関とも協議を行い事業化に際して整理を行う。

#### (24) 本邦招へい実施支援

マタバリ港の開発に係る我が国の技術、制度、運用等について、バングラデシュ国政府関係者等への理解を深め、今後の円滑な案件形成に資することを目的として、1週間程度、バングラデシュ国政府関係者等の本邦招へいを実施する。招へい人数は10人程度を想定する。

受注者は、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舍手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

##### 1) 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

##### 2) 招へいカリキュラムの作成

招へい実施2か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICAの基本的な了解を得る。

##### 3) 面談者・見学先等の手配

JICAの了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

##### 4) 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を作成する。

##### 5) 被招へい者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招へい者への来日前の説明は、JICAが行うが、受注者は当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

##### 6) 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

##### 7) 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICAに提出する。

(25) 広報資料の作成

本事業の広報促進のため、必要に応じて広報資料を作成すること。また、調査完了前までに、事業紹介ビデオ（日本語・英語で5分程度を想定）を作成すること。

(26) 提言

事業評価に基づき、事業実施にあたって必要な提言を行う。また、本事業の実施にあたって予想されるプロジェクトリスクを、JICAが提供するリスク管理シートフォーマットを使用して洗い出し、それらの回避策、緩和策、対応策についても提案する。さらに、本事業における他ドナー、及び民間事業者との連携方法についても提案する。

(27) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）の作成、説明、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、バングラデシュ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。なお、ドラフト取りまとめに際し初稿を以下記載提出時期までにJICAに提出すること。

(28) 準備調査報告書の作成

バングラデシュ政府関係者等への準備調査報告書の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（5）準備調査報告書及び（6）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）

(2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部数：和文8部、英語10部（簡易製本）

(3) プロGRESS・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、対象港湾及びアクセス道路・橋梁の現況調査と課題の抽出、最適案の選定等

提出時期：調査開始2ヶ月以内を目処

部数：和文8部、英文10部（簡易製本）

(4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始8ヶ月以内を目処

部 数：和文 8 部、英文 10 部（簡易製本）

(5) 準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するバングラデシュ側コメント  
提出から 1 ヶ月以内

部 数：和文 10 部、英文 20 部（製本）、CD-R 3 部

(6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像、

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3 部

(7) 事業紹介ビデオ

記載事項：事業の概要

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R（日本語 5 部、英語 10 部）

(8) その他提出物

1) 議事録等

バングラデシュ政府との各調査報告説明、協議に係る議事録（M/D）を作成し、JICA に速やかに提出する。また JICA および調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、終了後 3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA バングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、5 日前までに配布資料を JICA に提出すること。

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、翌月 5 日までに監督職員又は分任監督職員に提出する。

3) 収集資料

本調査を通じて収集した資料およびデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。また、本事業に関して先方と文書にて合意したものについても、JICA に提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2017年10月下旬より業務を開始し、2017年12月中旬を目途にプログレス・レポートを提出する。その後業務を継続し、2018年6月下旬までに準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）、2018年8月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目安

合計 約61.5M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括/港湾計画（1号）
- 2) 副総括/道路計画/安全管理（2号）
- 3) 経済・財務分析（2号）
- 4) 港湾施設・荷役機器計画/設計
- 5) 国際海運動向・水運活用
- 6) 海岸線変化・埋没計算
- 7) 港湾施工計画・調達情報・積算
- 8) 新港利用促進策検討
- 9) ターミナルオペレーション/荷役方法
- 10) 運営・維持管理/航路安全管理
- 11) 道路・交差点設計
- 12) 橋梁計画・設計
- 13) 自然条件調査（地形、地質、軟弱地盤対策）
- 14) 自然条件調査（水理・水文）
- 15) 交通計画/交通量調査
- 16) 道路施工計画・調達情報・積算
- 17) 環境社会配慮（自然環境）
- 18) 環境社会配慮（社会環境）
- 19) 業務調整/広報資料作成

#### 3. 現地再委託

当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認める。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。



#### 4. 参考資料

##### (1) 貸与資料

以下の資料は貸与資料であり、JICA 南アジア部南アジア第四課(03-5226-8693)において入手可能。

「マタバリ港開発事業情報収集・確認調査」インテリム・レポート

「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」(JICA、2016年)

環境社会配慮 カテゴリ B 報告書執筆要領 (2017年4月)

協力準備調査実施に係る合意文書 (2017年8月)

##### (2) 公開資料

以下の資料は、各種ウェブサイトより閲覧すること。

「南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査」(JICA、2014年)

リンク：[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/700/700\\_100.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/700/700_100.html)

「南アジア地域クロスボーダー協力(海運)情報収集・確認調査」(JICA、2016年)

リンク：[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/728/728/728\\_100\\_12251971.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/728/728/728_100_12251971.html)

「チッタゴン石炭火力発電所建設事業準備調査」(JICA、2015年)

リンク：[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/643/643\\_101.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/643/643_101.html)

「マタバリ地区輸入石炭ターミナル建設・運営事業準備調査(PPPインフラ事業)」(JICA、2016年)

リンク：<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025824.html>

#### 5. その他の留意事項

##### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

##### (2) 安全管理

1) 現地調査／業務の実施に際しては、JICAの安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況をJICA所定の書式により渡航前(遅くとも出発の14営業日前)に予め連絡し、JICAの承認を得ること。

(渡航前)

- ① JICAが行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず1-2名は「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」(Web)を受講すること。
- ② JICA安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者(日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む)が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。
- ④ JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメール

アドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により JICA に提供すること。

- ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

(渡航後)

- ⑥ バングラデシュ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。

- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン等）に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
- 3) バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。
- 4) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
- 5) 執務室についても、JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。
- 6) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、

事前に承認を得た場合のみ認められる。 Bangladesh 警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、 JICA Bangladesh 事務所に相談すること。

- 7) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が委託元であるコンサルタント等と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、コンサルタント等や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、 Force Majeure などの条項を盛り込むことを検討しておくこと。また、障害発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。
  - 8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
  - 9) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、 JICA Bangladesh 事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。
- (3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「 JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

